

キャリアアップ助成金を活用して

従業員の賃上げを行いませんか？



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パチュー」ちゃん

キャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃上げなどの処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成するものです。

ステップアップを通じた人材活用・賃上げに活用できるコース

正社員化コース

令和5年11月29日より
助成額を拡充しました！

○就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

【労働者1人あたりの助成額】

正社員化前 雇用形態 企業規模	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円（40万円×2期）	40万円（20万円×2期）
大企業	60万円（30万円×2期）	30万円（15万円×2期）

【加算額】

※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数20名
※1期あたり6か月

措置内容	有期雇用労働者	無期雇用労働者
①派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5,000円	
②対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合	9万5,000円	4万7,500円
③人材開発支援助成金の訓練終了後に正社員化した場合	9万5,000円	4万7,500円
うち、自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後に正社員化した場合	11万円	5万5,000円
④正社員転換等制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所あたり1回のみ）	20万円 （大企業15万円）	
⑤「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合（1事業所あたり1回のみ）	40万円 （大企業30万円）	

主な支給要件は？

- 正社員転換後の6か月間の賃金を転換前6か月間の賃金より**3%以上増額**させていること。
- 正社員化後、正社員に適用される就業規則（賞与または退職金の制度かつ昇給）が適用されていること。
- 「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している非正規雇用労働者を正社員転換していること。（**実態に差があったとしても規定の差がない場合は対象となりません。**）
- 正社員転換規定には、転換の手続き、要件、転換または採用の時期が必ず明記されていること。

賃金規定等改定コース

○有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【労働者1人あたりの助成額】

賃金引き上げ率 企業規模	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

主な支給要件は？

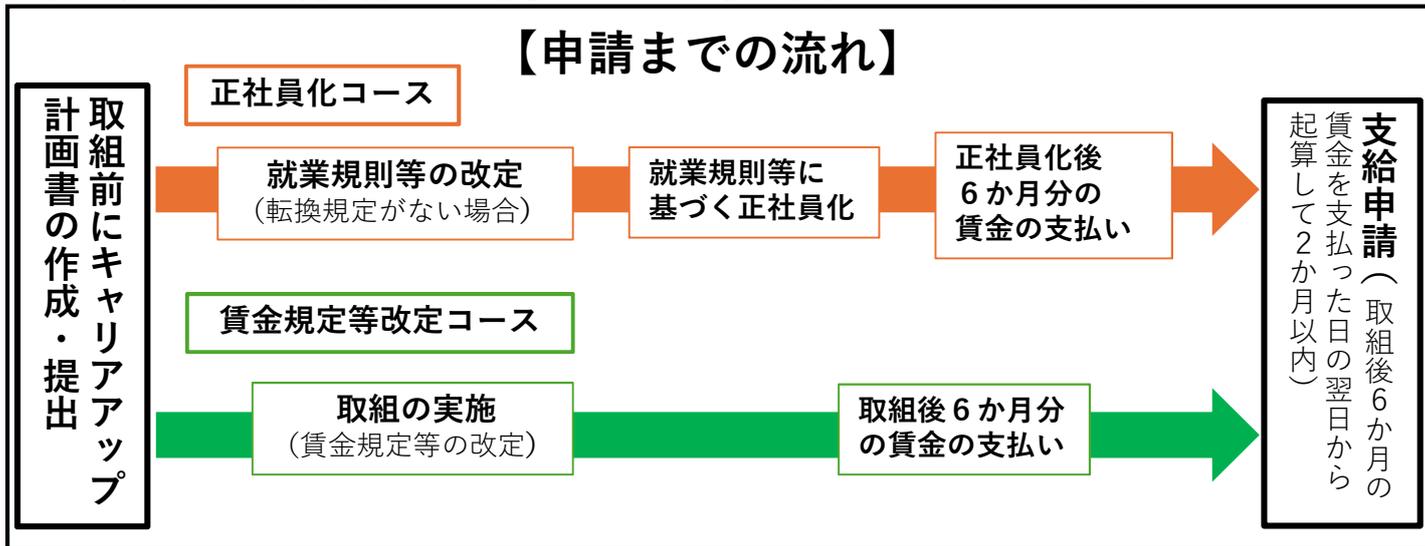
- 就業規則または労働協約に定めるところにより、増額改定した賃金規定等を適用され、かつ、増額改定前の基本給に比べて3%以上昇給していること。（最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない。）
- 賃金規定等を増額改定した日の前日から起算して3か月以上前の日から増額改定後6か月以上の期間継続して雇用されている有期雇用労働者等であること。
- 賃金規定等を増額改定した日以降の6か月間、当該事業所において雇用保険被保険者であること。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。

※不備があると当日の受理ができませんので、余裕をもってご準備ください。

【申請までの流れ】



お問い合わせ先

- キャリアアップ助成金の申請方法などの詳細については、山口労働局 職業対策課（083-995-0383）または最寄りのハローワークへお問い合わせください。
- 支給申請に関する手続きは、厚生労働省ホームページに掲載しています。詳細は、「キャリアアップ助成金のご案内（令和6年度版）」及び「キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース以外）Q&A」をご覧ください。